

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年3月28日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

補職名のうち「主監」を廃止するため、本案を提出します。

令和6年 月 日

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職) 第10条 略 2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長、課に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (教育次長等) 第13条 略 2・3 略 4 <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、課長を補佐し、担当事務を処理する。 5 略	(補職) 第10条 略 2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長、課に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (教育次長等) 第13条 略 2・3 略 4 _____専任課長、課長補佐、主査及び主任は、課長を補佐し、担当事務を処理する。 5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第15号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年3月28日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備考	新任 再任
たかはし いち 高橋 一	有識者	再
ますかわ こういち 益川 浩一	有識者	再
おのうえ けいこ 尾上 恵子	有識者	新
すぎやま かつじ 杉山 勝治	有識者	再
おおしま みちこ 大島 美智子	有識者	再
おがわ のりこ 小川 典子	有識者	再
あさの まさとし 浅野 雅稔	有識者	新
はせがわ たけし 長谷川 武	一宮市連区公民館長 連絡協議会	再
おぜき かつこ 尾関 勝子	一宮市地域女性団体 連絡会	再
ふ わ ひろし 不破 皓	一宮市芸術文化協会	再
おおたけ みきお 大竹 幹雄	一宮市スポーツ協会	再
うちだ きよし 内田 清	一宮市児童育成連絡 協議会	再
はせがわ なおこ 長谷川 尚子	放課後子ども教室指 導員	再
みやざき はつみ 宮崎 初美	子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年3月28日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

連区公民館長辞職のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市連区公民館長 解嘱該当者

氏 名	備 考
おかにし ひでゆき 岡西 英之	一身上の都合のため

2. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
ひろせ じゅんいち 廣瀬 純一	貴船連区公民館長 就任のため	新

3. 委嘱（任命）期間

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日

\*一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間